

身体障害者旅客運賃割引規程

目 次

第1条	適用範囲 -----	1
第2条	身体障害者 -----	1
第3条	介護者 -----	3
第4条	割引乗車券の種類 -----	3
第5条	取扱区間 -----	3
第6条	割引率 -----	3
第7条	割引乗車券の購入申込み -----	3
第8条	介護者の同行 -----	3
第9条	割引乗車券の旅客運賃払戻し -----	3
第10条	身体障害者手帳の携帯 -----	4
第11条	その他の取扱方 -----	4

身体障害者旅客運賃割引規程

(適用範囲)

第1条 この規程は、身体障害者が単独又は介護者とともに、新交通ゆりかもめ（以下「社線」という。）各駅相互間を乗車する場合に適用する。

(身体障害者)

第2条 この規定において「身体障害者」とは、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者をいう。

(1) 身体障害者手帳の様式は、次のとおりである。

「身体障害者手帳の様式等について」（平成31年3月29日障発0329第31号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）により示された様式

ア 紙様式（例）

(第一面)

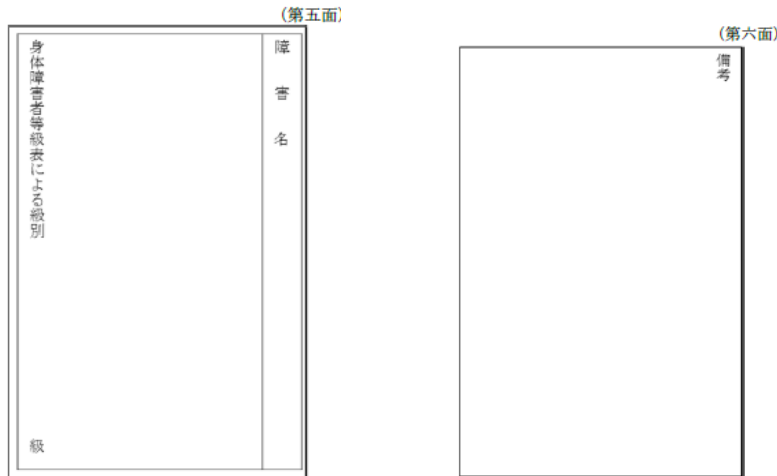
(第二面)

(第三面)

注)住所や氏名が変わったときは、速やかに変更の届けを出してください					本人の欄
	現住所	転入年月日	福祉事務所の長又は町村長の印		

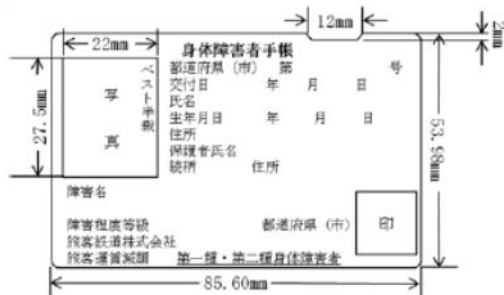
(第四面)

					保護者の欄
氏名	続柄	現住所	保護者となつた年月日	福祉事務所の長又は町村長の印	



イ カード様式 (例)

(表)



(裏)



(2) 「マイナンバーカードを活用した身体障害者手帳等情報のデジタル化による本人確認について」(令和2年10月19日国鉄事第304号国土交通省鉄道局長通知)によるものは、第7条に定める割引乗車券類の購入申込みの際並びに第10条に定める乗降の際及び乗車船中の呈示に限り、第1号に掲げる様式による身体障害者手帳に代わるものとする事ができる。

2 前項の身体障害者を、次に掲げる第1種身体障害者及び第2種身体障害者に分ける。

(1) 「第1種身体障害者」とは、次に掲げる者及び障害度がこれより重い者をいう。

ア 両眼の視力がそれぞれ0.06以下の者

イ 両眼の視野がそれぞれ10度以内でかつ両眼による視野について視能率による損失率が90パーセント以上の者

ウ 両耳の聴力が耳介に接近しなければ大声語を理解し得ない者

エ 両上肢を中手指関節以上で又は両下肢をショパール関節以上で失った者

オ 両上肢又は両下肢の機能を著しく障害された者

カ 体幹の機能障害により起居、移動の困難な者

キ 心臓・じん臓・呼吸器又は小腸の機能の障害により、社会での日常生活活動が著しく制限される者

ク ぼうこう又は直腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限される者

ケ ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害により家庭内での日常生活活動を含め社会での日常生活が全般的に著しく制限されるもの

コ 2以上の重複する障害を有し、その障害の総合の程度がアからケまでに準ずる者

(2)「第2種身体障害者」とは、前号以外の者をいう。

3 第1種身体障害者及び第2種身体障害者の別については、身体障害者手帳の「旅客鉄道株式会社 旅客運賃減額」欄の記載により確認することができる。

(介護者)

第3条 身体障害者が、第1種身体障害者及び定期乗車券を使用する12歳未満の第2種身体障害者であるときは、身体障害者1人に対して、1人の介護者をつけることができる。

2 前項の介護者は、社員が介護能力があると認められる者であって、その購入する乗車券の種類、乗車区間及び有効期間が身体障害者と同一で、身体障害者の乗車券と同時に購入するものでなければならない。

(割引乗車券の種類)

第4条 身体障害者に対して割引の取扱いをする乗車券の種類及び発売の条件は、次のとおりとする。

(1) 普通乗車券 第1種身体障害者が単独又は介護者とともに乗車する場合及び第2種身体障害者が単独で乗車する場合に発売する。

(2) 定期乗車券 第1種身体障害者及び12歳未満の第2種身体障害者が介護者とともに乗車する場合に発売する。

(3) 回数乗車券 第1種身体障害者が介護者とともに乗車する場合に発売する。

2 介護者に対して割引の取扱いをする乗車券の種類は、前項の規定により身体障害者が介護者とともに乗車する場合に発売する乗車券と同一とする。ただし、身体障害者に対して通学定期乗車券を発売する場合であっても、介護者に対して発売する定期乗車券は、前条第2項の規定にかかわらず、通勤定期乗車券に限るものとする。

(注) 介護者が通学定期乗車券の使用資格者であっても、介護者に対しては、通学定期乗車券を発売しない。

(取扱区間)

第5条 身体障害者及び介護者に対して発売する割引乗車券の取扱区間は、社線各駅相互間とする。

(割引率)

第6条 身体障害者及び介護者に対する割引率は、5割とする。ただし、小児定期乗車券に対しては、旅客運賃の割引をしない。

(割引乗車券の購入申込み)

第7条 身体障害者が割引乗車券を購入する場合は、身体障害者手帳を発売箇所に提示し、口頭又は適宜な用紙で申込みをしなければならない。

(介護者の同行)

第8条 第3条第2項に規定するところにより購入した乗車券は、身体障害者とその介護者とが同一の列車に乗車する場合に限って有効とする。

(割引乗車券の旅客運賃の払戻し)

第9条 第3条第2項に規定するところにより購入した乗車券の旅客運賃の払戻しは、身体障害者に

対する乗車券とその介護者に対する乗車券とについて、ともに行う場合に限って取扱う。

(身体障害者手帳の携帯)

第10条 身体障害者又はその介護者が割引乗車券で乗車する場合は、身体障害者手帳を携帯して、社員の請求があったときは、いつでも提示しなければならない。

(その他の取扱方)

第11条 前各号の規定以外の取扱方は、旅客運送に関する一般の規定による。

附 則

この規程は、平成 7年 11月 1日から施行する。

この規程は、平成 18年 8月 30日から施行する。

附 則

この規程は、令和 3年 3月 13日から施行する。